

個人情報取扱業務特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 パートナー企業は、この事業に係る業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 パートナー企業は、この事業に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 パートナー企業は、この事業に係る業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、この事業に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この事業が終了し又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 パートナー企業は、この事業に係る業務を処理するため、個人情報を収集し又は利用するときは、当該業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 パートナー企業は、この事業に係る業務を処理するため鳥取県から提供された個人情報が記録された資料等を、鳥取県の承諾なしに第三者に提供してはならない。ただし、お礼の品を発送するために、宅配業者に個人情報を提供することは除く。

(再委託等の禁止)

第5 パートナー企業は、この事業に係る業務の処理を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ鳥取県が書面により承諾した場合は、この限りでない。

(複製、複写の禁止)

第6 パートナー企業は、この事業に係る業務を処理するため鳥取県から提供された個人情報が記録された資料等を、鳥取県の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第7 パートナー企業は、この事業に係る業務を処理するため鳥取県から提供された個人情報が記録された資料等をき損及び滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第8 パートナー企業は、この事業に係る業務を処理するため鳥取県から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに鳥取県に返還するものとする。ただし、鳥取県が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故報告義務)

第9 パートナー企業は、この事業に係る業務を処理するため鳥取県から提供された個人情報が記録された資料等の内容を、漏えい、き損及び滅失した場合は、鳥取県に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第10 鳥取県は、パートナー企業が個人情報取扱業務特記事項の内容に反していると認めるときは、パートナー企業の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。